

長野県観光情報誌等広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県が発行する観光情報誌等の広告枠に広告掲載を行う権利の売却及び広告枠への広告の掲載を適正に行うため、長野県観光情報誌等広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告枠の売却及び広告の掲載について、必要な事項を定めるとものとする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第3条に規定する広告の規格、掲載位置、広告枠の数等は別添「仕様書」のとおりとする。

(広告主の基準)

第3条 要綱第7条第8号の広告を掲載することが適当でない者は、次に掲げる者とする。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- (2) 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、次に掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条第1項の一般社団法人の社員であるものを除く。
 - ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第20項に規定するデリバティブ取引を行うもの
 - イ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第14号に掲げる有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号に掲げる行為を行うもの
 - ウ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの
 - エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項に規定する質屋営業
 - オ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業
 - カ 商品先物取引法第2条第22項第3号又は第4号に規定する商品先物取引業
 - キ 特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売
 - ク 特定商取引に関する法律第58条の4に規定する訪問購入
 - ケ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - コ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第3項に規定する商品投資顧問業
 - サ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (4) 社会的な問題を起こしている者

(広告の基準)

第4条 要綱第8条第16項の観光情報誌等に掲載することが適当でない広告は、次に掲げるものに係る広告とする。

- (1) 県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
- (2) 県の品位を損なうもの
- (3) 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- (4) 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- (5) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの
- (6) 著しく射幸心をあおるもの
- (7) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- (8) 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- (9) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (10) 人の行方の捜索に関するもの
- (11) 結婚相談又は養子縁組に関するもの
- (12) 通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの
- (13) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
- (14) 特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
- (15) 郵便私書箱、転送サービスなどに関するもの

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、広告枠の売却及び広告の掲載に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

この要領は、平成20年6月27日から施行する。

この要領は、平成30年10月29日に一部改定する。